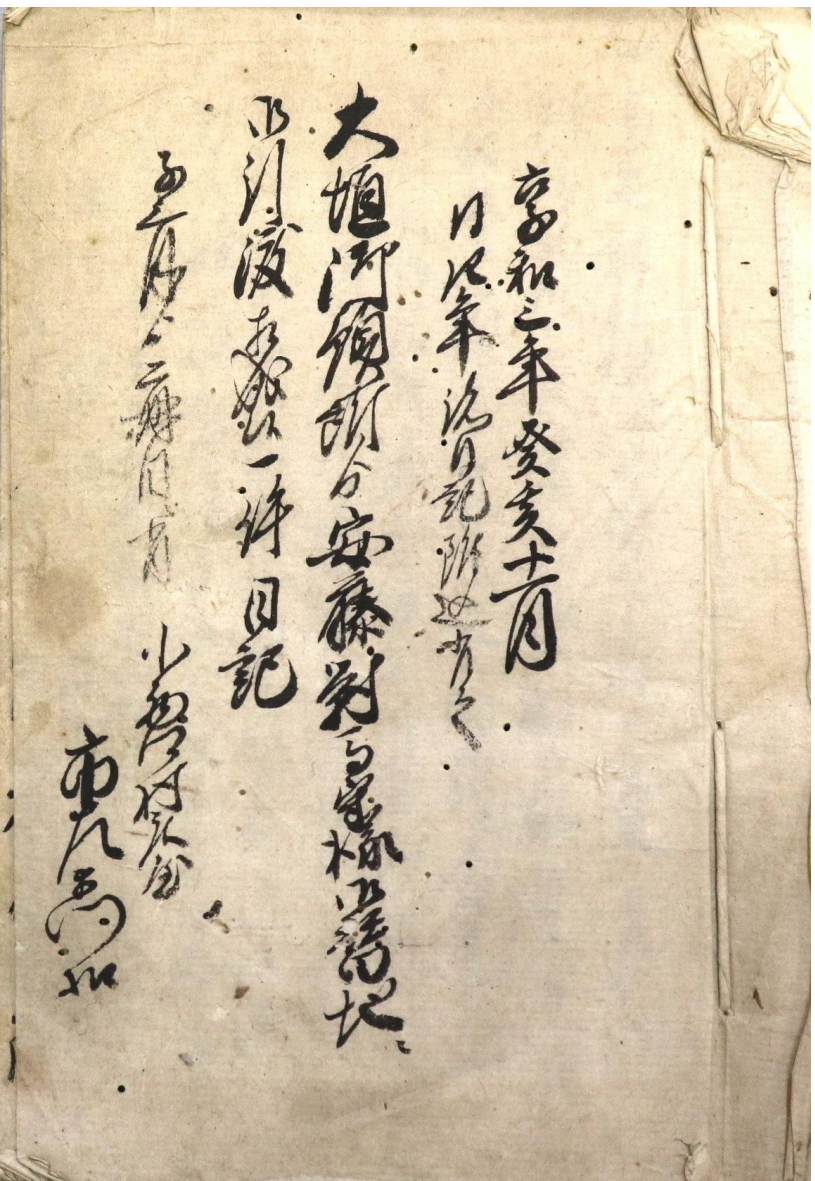


岐阜県歴史資料館主催 古文書講座テキスト 令和五年十一月二十一日  
小島眞可家文書「享和三年 小西郷村庄屋 市左衛門日記」(三)



(日記の表紙)

享和三年癸亥十一月  
同 四年諸日記付込有之

大垣御預所より安藤対馬守様御替地ニ  
御引渡相成候一件日記

子三月より二冊目ニ有 小西郷村庄屋  
市左衛門扣

一 當村社地、社頭之火となし候者差置申候、

一 當村社地、社頭之火となし候者差置申候、  
一 當村社地、社頭之火となし候者差置申候、  
一 當村社地、社頭之火となし候者差置申候、

一 當村社地、社頭之火となし候者差置申候、  
一 當村社地、社頭之火となし候者差置申候、  
一 當村社地、社頭之火となし候者差置申候、

乍恐奉伺上候口上之覚

一 当村社地ニ社頭之火となし候者差置申候、

庵実躰之家壺軒有来り候、然共是迄明細帳ニは

無御座候、今度御書送りニ御書加え被成下置候ハ、難有

奉存候御事

一 当村ニ御林御座候故、御林之義、御書送りニ相成、

御領主様御林相成申候而ハ、村方心遣之事共

多、甚迷惑仕候、何卒御評儀之上、村扣之林ニ

相成候様被成下置候ハ、難有奉存候御事

一 当村之儀、田畑同御免之村方ニ而、是迄御檢見





水行不宣候故、照統候年ハ格別早損仕候而、難渋  
 仕候、別而此後御私領ニ相成候而ハ如何様之難儀  
 相成可申歟歎ケ敷奉存候、猶又近年凶作  
 打続キ御百姓困窮仕候故、御同地瘦地ニ相成、  
 御取箇ニも差響キ迷惑仕罷在候、是等之  
 義も御慈悲之上、厚御憐愍之御書送被成下  
 置候ハ、難有奉存候、且庄屋市左衛門義、

水行不宣候故、照統候年ハ格別早損仕候而、難渋  
 仕候、別而此後御私領ニ相成候而ハ如何様之難儀  
 相成可申歟歎ケ敷奉存候、猶又近年凶作  
 打続キ御百姓困窮仕候故、御同地瘦地ニ相成、  
 御取箇ニも差響キ迷惑仕罷在候、是等之  
 義も御慈悲之上、厚御憐愍之御書送被成下  
 置候ハ、難有奉存候、且庄屋市左衛門義、



之運出御事、  
 物更、  
 該之、  
 中、  
 此、  
 一、  
 以、  
 此、

先達而御届ケ申上候而、 当時逼塞仕罷在候、

就夫小作方も引立、 自身も御百姓相続仕度

趣意ニ而、 檢方等も多分引受仕置候年限

中之儀ニ御座候得共、 是等之儀も乍恐宜敷御達

被成下置候ハ、 難有奉存候御事

一 当村之義、 前々御裏印証文奉願上罷在候、

久敷御苦勞被成下置候ニ付、 去春一先皆済ハ

仕置候得共、 右金子残り只今以相對借用ニ

おぬれは...  
 身打方申...  
 下流又...  
 去之御事...

右之件々...  
 平向之...  
 三付、  
 印証文...  
 置候ハ、  
 右之件々、  
 奉伺上候、  
 十二月

相成居候義も御座候、其上当年之義、米石下直(マ)

三付、村入用免相嵩迷惑仕候、依之又候御裏

印証文奉願上度奉存候、何卒御聞濟被成下

置候ハ、難有奉存候御事

右之件々、御願出申上度奉存候付、乍恐

奉伺上候、宜御下知被成下候ハ、難有奉存候、以上

十二月

小西郷村庄屋

市左衛門



一十二月九日昼後、又々大垣へ罷出候而、前件伺書之通  
 相伺候処、松井三郎右衛門様より願書相認差出居候様  
 被仰聞候付、少々テニハ直し願書ニいたし候、十日ニ  
 御役所へ差出候処、御聞濟無之候故、左之通難涉  
 一通り書替差上申候、尤今日遅く候付、十一日ニ  
 差上申候  
 乍恐以書付御歎奉願上候  
 小西郷村之儀、数年来被為在御存知候通、筵田  
 (以下略)

年寄

和七

## 史料の解説

この日記を書いた人物は、方県郡小西郷村（現在岐阜市小西郷）で庄屋を務めていた、小島家第十代当主の市左衛門です。

小西郷村は享和三年（一八〇三）十二月七日、大垣藩の預役所において、幕府領から陸奥国磐城平藩領になると言い渡されました。陸奥国磐城平藩の藩主は安藤信成で、小西郷村の元領主です。大垣藩の預役所は、六十年近く付き合ってきた馴染みから、事務引継ぎに際し村の要望を聞いて、新しい領主へ書き送ると市左衛門へ伝えました。

市左衛門は五か条にわたる伺いを役所へ出しました。その五か条の概要は、①「社頭の火」をなす者が村内に居住しているが、村明細帳に記載されていないことを了解してほしい。②村内の「御林」について、村扱いの林として認めてほしい。③小西郷村は、田畑ともに同じような賦課法で年貢を納めてきた。米が不作である時は、何とか畑年貢の減免をお願いしたい。④小西郷村は、席田井水の乙井組に属して用水を取り込んでいるが、流末で水行が宜しくないため照り続きがあると早損に見舞われる。この点について格別の配慮がほしい。⑤年貢の不足分について、納期猶予・借金を認める裏印証文をこれまでに書いてもらっている。まだ借用の金子があり、しかも村入用が嵩んでいるため、何とか裏印証文を続行してほしい。というものです。

市左衛門は十二月九日、預役所へ赴き、これらの伺いについて申し出たところ、代官の松井三郎右衛門から願書にして提出するようにと言われました。翌十日に提出しましたが、不備があり受理とならなかったため、苦勞しながらも書き改めて、十一日に再提出することになりました。

## 語句の意味

社頭（しゃとう）：社殿の付近。社殿の前。

庵（いおり）：草木や竹などを材料としてつくった質素な小屋。

免（めん）：江戸時代前期以降、貢租の占める割合を意味する。

引方（ひきかた）：年貢の減免。

取箇（とりか）：江戸時代、田畑に割り当てた年貢のこと。

憐愍（れんびん）：可哀想に思うこと。あわれむこと。

逼塞（ひっそく）：逼迫していること。八方ふさがりであること。

水行（すいこう）：水の流れ。

早損（かんそん）：日照りによる田畑の損害。

裏印（うらいん）：裏判のこと。受取り側の裏判があるときは、それらの文

書が正式な受理・確認や算勘を経たことを証し、その有効性を保障する。テニハ：「てにをは」のこと。助詞・助動詞の使い方。言葉の用法。話のつじつま。